

令和6年8月26日

京都市都市計画局

担当 建築指導部建築指導課
電話 075-222-3620

「保存活用計画」の作成に係る
費用の一部を補助します！

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に係る助成事業について

京都市では、歴史的建築物の保存及び活用を推進するため、京町家や近代建築物等の歴史的建築物を対象として、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」といいます。）」を制定し、それぞれの建築物に適した安全性等を確保するとともに建築基準法（以下「法」といいます。）の適用を除外し、法の下では困難であった増築等が可能となる制度を定めています。

制度を活用する際には、建築物の現況を調査し、増築等の計画、安全性の向上を目的とする改修計画及び維持管理に関する計画等を記載した「保存活用計画」の作成が必要であり、作成には高度な専門的知識と費用負担も生じます。

そこで、「保存活用計画」作成の負担を軽減し、制度の活用を後押しするため、「保存活用計画」の作成に必要な費用の一部を補助する事業を実施します。

本市では、助成事業を活用した成果を蓄積、広く公開していくことで歴史的建築物の保存及び活用の担い手を増やし、制度の活用を推進してまいります。

制度を活用し用途変更した事例（旧邸御室）



昭和初期建築の邸宅について、建物の維持費の捻出のため、建築基準法を適用除外して飲食の提供や場所貸しが可能な施設へ用途変更を行いました！

制度を活用し増築した事例（郭巨山町会所）



明治期から昭和初期に建てられた町会所を保存しつつ、祇園祭を運営する空間を確保するため、建築基準法を適用除外して増築を行いました！

1 事業の概要

(1) 対象となる歴史的建築物

景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物

(ただし、法の施行日(昭和25年11月23日)前に建築された建築物に限ります。)

※ 条例の対象となる建築物は、景観重要建造物、国登録有形文化財、京都市登録有形文化財等と定義しており、市内には約3,500件の対象建築物があります。

(2) 補助金の対象となる費用

保存活用計画に必要となる以下の費用

- ・建築物の歴史的・文化的価値の調査・分析に係る費用
- ・耐震化のための高度な構造計画に係る費用

(3) 補助金額

	①：木造建築物 (平家又は2階建て、かつ、補助対象建築物の面積200㎡以下)	②：非木造建築物及び ①以外の木造建築物
補助金額	補助金の対象となる費用の1/2	
補助上限額	200万円	400万円

2 補助金受付開始日

令和6年8月30日(閉庁日を除く、午前8時45分から午前11時30分、午後1時から午後3時00分まで)。

予算の上限に達した場合、募集を終了することがあります。

また、申請に先立ち、事前協議を行う必要があります。

3 補助金活用事業の公開

補助金を活用して法の適用を除外する制度により増築等を行った建築物については、「保存活用計画」の一部の公開に御協力をお願いします。

4 お申込み先・お問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築指導課(歴史的建築物保存活用係)

(住所) 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

(電話) 075-222-3620

(FAX) 075-212-3657

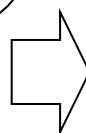
(ホームページ) <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-3-1-0-0.html>

京都市 歴史的建築物保存活用

検索



京町家の良さを残しながら増築して店舗にできれば...



保存活用計画

・増築等
・安全性の向上
・維持管理等
の計画